

～ 勝浦町住宅リフォーム補助金を申請する方へ ～

必ずご一読の上、申請してください。

■受付方法

令和8年5月1日(金)から役場建設課にて申請書を配布し(申請書は町ホームページからもダウンロードできます)、令和8年5月13日(水)から受付開始とします。

・抽選制となります。先着順ではありません。

・下記の提出書類をすべて揃えて、受付期間内に役場建設課へ提出してください。申請書類に不備不足があれば受理できませんので、受付期間内に余裕をもって提出してください。

・事前の受付順位の確保や予約はできません。

・申請にあたっては、事前に施工する業者と相談し、施工内容、実施時期等が決まってから申請書を提出してください。「施工時期は未定だけど、とりあえず先に申請だけしておく」のような枠取りが目的の申請はご遠慮ください。

●申請受付期間

令和8年5月13日(水)午前8時30分～令和8年5月22日(金)午後5時

※土日祝日および平日の正午～午後1時の間を除く。

※5月7日(木)以降であれば、書類の事前確認も対応可能です。

●受付場所

勝浦町役場建設課

※申請書は直接ご持参ください(代理人の提出可)。郵送での提出は受け付けていません。

●募集戸数

30戸(抽選制)

●提出書類一覧

①補助金交付申請書(様式第1号)

・記入例を参考に、ご記入ください。

・電話番号は、日中連絡のつく番号(携帯電話など)を記入してください。

②住宅リフォーム補助金チェックシート

・内容を確認し、該当する項目に○を記入してください。

③補助金振込先口座届出票

・補助金申請者名義の口座をご記入ください。通帳の口座番号のページの写しでも可。

④工事見積書の写し

・工事を請け負う業者(町内業者に限る。)に作成してもらってください。

・補助対象経費の項目が分かるように(単価・数量等)明細を記載してください。

⑤工事箇所を記載した平面図等

・住宅の平面図(手書きの簡易なもので可)を書き、リフォームする箇所がわかるように(色をぬ

る、印をつけるなど)記入してください。→後述の図面の書き方例を参照

⑥住宅の全景写真および工事箇所の施工前の写真

- ・リフォームを行う住宅の全景写真
- ・工事箇所の施工前の写真は、キッチンと風呂などリフォーム箇所が複数箇所にわたる場合は、そのすべての箇所の写真

⑦住宅の所有者がわかる書類の写し(次のうち、いずれか)

- ・建物の登記事項証明書(徳島地方法務局で取得(手数料必要))
- ・固定資産評価証明書(町税務課で取得(手数料必要))
- ・固定資産税納税通知書(今年度分は、5月8日に町税務課から発送する予定です。表紙および当該建物が記載されたページの写し)

例年、税務課窓口は混雑するため、固定資産税納税通知書を推奨

⑧未相続未登記の場合は、所有者との関係性がわかる書類(戸籍謄本等)

⑨賃貸契約書の写し(賃貸物件の場合のみ)

⑩貸主借主両者の同意書(賃貸物件の場合のみ)

⑪補助金申込者アンケート

■抽選について

募集戸数を上回る申込みがあった場合は、次の日程で抽選会を行います。抽選は公開で行われ、申請者の出席(見学)は任意ですが、お時間ある方はなるべく出席をお願いします。なお、出席・欠席による当落への影響はありません。抽選結果は数日中に町ホームページでお知らせするほか、申請者全員へ郵送により通知します。

抽選日時:令和8年5月26日(火) 午後1時30分～

抽選会場:勝浦町役場 2階 大会議室

<抽選がない場合>

申込数が募集戸数を下回った場合は、抽選は行われません。抽選がない旨は町ホームページでお知らせします。

■キャンセル待ちについて

抽選に外れた方のうち、申込時にキャンセル待ちをする旨を表明されていた方については、キャンセル待ちとして登録します。キャンセル待ちの順番は、抽選結果の番号順とします。提出いただいた申請書一式は一旦返却します。キャンセル等で枠が空き次第、順番にご案内いたしますが、必ずしも枠が空くとは限りませんので、ご了承ください。11月末までに連絡がない場合は、今年度中のご案内はありませんので、来年度改めて申請してください。また、キャンセル待ちをして年度の途中で申請できるようになった場合でも、工事完了の期限は令和9年3月末まで(厳守)となります。

■申請書提出～補助金交付までの流れ

- ①申請者が町へ申請書一式を提出
- ②抽選を実施、抽選結果を申請者全員へ送付(町ホームページにも結果を掲載)※抽選となる場合のみ
- ③町で住民票・納税状況等を審査、町から警察署へ暴力団関係者等でないことを照会
- ④町から申請者(抽選で当選した方)へ「補助金交付決定通知書」を送付
- ⑤リフォーム工事実施
 - ・交付決定前に着手した工事は補助金の対象となりません。必ず交付決定通知書を受け取ってから工事を始めてください。
 - ・工事は遅くとも令和9年3月末までに完了してください(厳守)。
 - ・建築確認の対象となるリフォームの場合は、工事着手前に建築確認手続きを行ってください。
- ⑥工事完了後、申請者は業者に工事代金を支払い、工事代金の請求書と領収書の発行を依頼してください。
- ⑦申請者が町へ実績報告書一式(請求書・領収書・工事中及び完成写真等添付)を提出
 - ・請求書・領収書は写しで可。
 - ・工事中の写真も忘れずに撮っておいてください。(業者に撮ってもらう場合は事前に伝えておくこと)
 - ・実績報告書は令和9年3月末までに提出してください(厳守)。
- ⑧町が申請者へ「補助金額確定通知書」を送付
- ⑨町から申請者へ補助金を振り込み(実績報告の提出後、3週間程度かかります)

■注意点

- * 交付決定後に工事箇所や内容、金額が大きく変更となる場合は、変更承認申請が必要となる場合がありますので、事前にご相談ください。
- * 併用住宅の場合は、面積の1/2以上が住居部分であり、住居部分のみを補助金の対象とします。
- * やむを得ずキャンセルする場合は、速やかに町へ連絡してください。
- * 戸建て(200㎡以下の平屋を除く)の大規模なリフォーム※は構造によらず建築確認手続きが必要になりますので、該当する場合は、工事着手前に建築確認手続き※を行ってください(実績報告時に建築確認済証の写しを提出していただきます)。また、延べ面積が100㎡を超える建築物で大規模なリフォームを行う場合は、建築士による設計・工事監理が必要となります。
 - ※大規模なリフォームとは・・・建築物の主要構造部(壁、柱、床、はり、屋根または階段)の一種以上について行う過半の改修等をいいます。階段の架け替え工事や屋根の全面的な改修等は大規模なリフォームに該当するため建築確認手続きが必要ですが、屋根や壁の仕上げ材のみの改修等は建築確認手続きは不要です。また、キッチン等の水回りのリフォームやバリアフリー化のための手すり・スロープ設置なども建築確認手続きは不要です。
 - ※建築確認手続きについては、徳島県東部県土整備局(徳島庁舎)(電話:088-653-8819)へご相談ください。
- * 以下の場合、補助金の交付決定を取り消し、および補助金の返還を求める場合があります。
 - ①暴力団関係者等であることが判明した場合(要綱第3条第1号)
 - ②偽り、その他不正の手段によって補助金の交付を受けたとき(要綱第14条第1項第1号)
 - ③補助対象者が補助金交付確定の日から5年以内に町外に転出したとき(要綱第14条第1項第2号)。ただし、勝浦町に住所を有し、他の住宅に転居する場合や、死亡・入院その他やむを得ない事情がある場合は除く。
 - ④建築確認手続きが必要なケースで、建築確認を受けていなかった場合
 - ⑤その他、勝浦町住宅リフォーム補助金交付要綱に違反したとき

■補助率および補助金額

リフォーム工事費の3分の2以内で上限30万円

<例えば・・・>

①リフォーム工事費が800,000円の場合

補助金の額=800,000円×2/3=533,333円⇒300,000円(補助上限)

自己負担額=800,000円-300,000円=500,000円

②リフォーム工事費が400,000円の場合

補助金の額=400,000円×2/3=266,666円⇒266,000円(千円以下切捨)

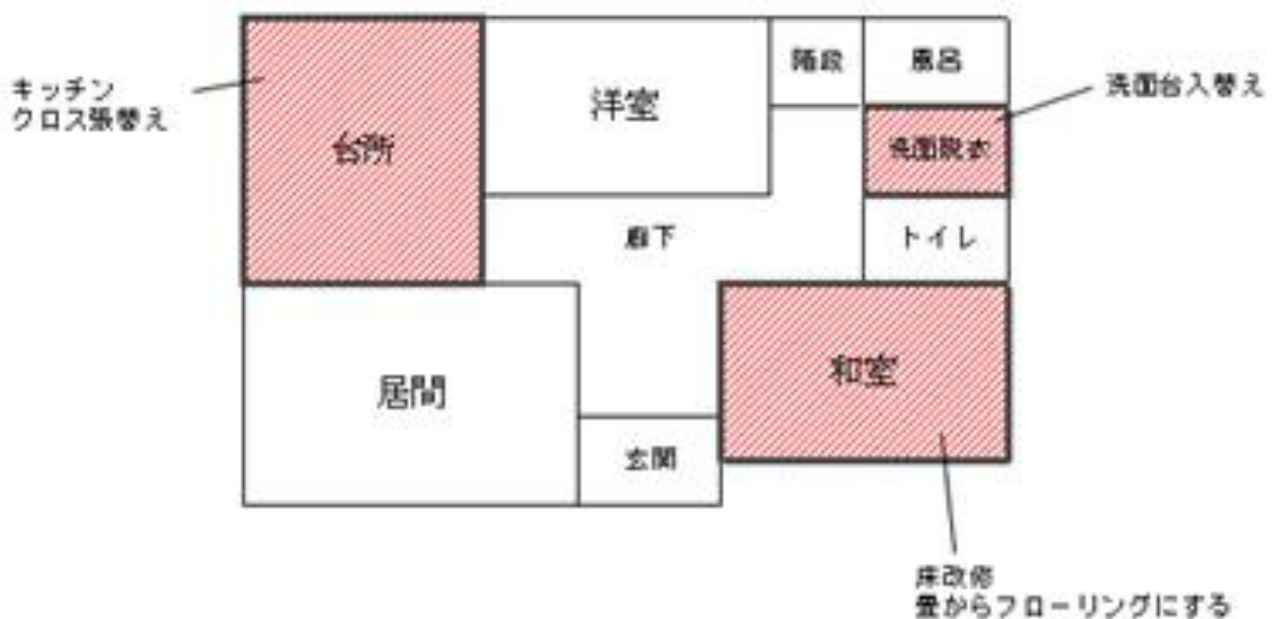
自己負担額=400,000円-266,000円=134,000円



■図面の書き方

住宅の全体の平面図(手書きの簡易なもので可)に、リフォームする箇所・内容が分かるように記載してください。

(記載例)



■補助対象工事・補助対象外工事の例

この表にない例はその都度判断しますので、ご相談ください。

○ 補助対象となる工事の例	
①住宅の修繕、補修、模様替え又は増築工事	バリアフリー工事(段差解消、手すり設置等)、ふすま張替え、畳入替え、網戸張替え、障子張替え、天井や壁のクロス貼替え、タイル貼替え、サッシ取替え、コンセント設置、建具の設置・修繕、扉や窓の設置、間取りの変更(和室を洋室に変更、2室を1室にする等)、増築、物干し場(バルコニー)の設置(1階に設置の場合は屋根のみを対象)
②屋根、外壁工事その他の住宅の耐久性を高める工事	屋根改修(瓦葺き替え等)、雨漏り修繕、外壁塗装、防水工事、雨樋修繕
③住宅の居住性を良好にするための工事	システムキッチン設置、浴槽改修、ユニットバス設置、洗面台入替え、トイレ新設・改修、温水洗浄便座設置、換気扇設置、インターフォン設置、防音工事、床暖房工事、断熱工事、浴室乾燥機設置
④防災上必要な工事	防火・耐火工事、既存家具の転倒防止工事、窓ガラス飛散防止対策工事
⑤その他	その他町長が必要と認める工事
× 補助対象とならない工事の例	
①備品の購入・設置	エアコンやテレビ等家電や家具の購入・設置、カーテンやブラインドの購入・取付け、電球や蛍光灯の取替え
②住宅の新築・建替え	住宅等の新築工事、住宅等の建替え工事
③エクステリア工事	門扉・門柱・塀の設置や修繕、ガレージ・カーポート・車庫の設置や修繕、物置の設置や修繕、ウッドデッキの設置や修繕、造園工事、
④解体工事	住宅や倉庫の解体、樹木の撤去等
⑤その他リフォームとみなせない工事	アンテナ設置、電話・インターネット回線配線工事、オール電化工事、太陽光発電設備設置工事、給湯器の設置(浴槽改修等に付随して設置の場合は可)、蓄電池の設置工事、耐震化工事、浄化槽設置・修繕、防虫駆除・防蟻処理、ハウスクリーニング、排水管の清掃等、防犯灯・防犯カメラ等の設置、DIY 等自分で資材を調達し行う工事、屋外の給排水管設置・修繕工事(トイレ新設等に付随して設置の場合は可)